

## 目次

## 第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : ( // ) 契約の申込みと成立
- No. 3 : ( // ) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -

No. 4 : ( // ) 契約の変更
----------------------

本資料に掲載

- No. 5-1 : ( // ) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : ( // ) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No. 6 : ( // ) 旅行代金の払戻し
- No. 7 : ( // ) 団体・グループ契約
- No. 8 : ( // ) 旅程管理
- No. 9-1 : ( // ) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : ( // ) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : ( // ) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No. 10-2 : ( // ) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No. 10-3 : ( // ) 団体・グループ契約～責任
- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : ( // ) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : ( // ) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No. 11-4 : ( // ) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : ( // ) - その他の問題 -
- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : ( // ) 契約の変更～責任
- No. 13 : 旅行相談契約
- No. 14 : 渡航手続代行契約

## 第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

## 第3篇 貸切バス約款

- No. 1 : 総則～乗車券の取扱い
- No. 2 : 運賃及び料金
- No. 3 : 特殊な取扱い
- No. 4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係

## 第4篇 フェリー標準運送約款

- No. 1 : 適用範囲～運航の中止
- No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No. 3 : 払戻し～賠償責任

## 第5篇 国内航空運送約款

- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

# No.4 : (募集型) 契約の変更

契約が成立しても、その後の事情により予定を変更せざるを得ない場合があります。

約款では次の「内容」「旅行代金」「参加者」の3つの場合であれば、要件を満たしたときに変更が可能としています。

## 1. 契約内容の変更

① 旅行業者は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の**関与し得ない事由**が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため**やむを得ないときは**、契約内容を変更することがあります。

これらの場合、旅行業者には全く落ち度がありません。

② 上記の場合、旅行業者は旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が**関与し得ないものである理由**及び当該事由との**因果関係**を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、**変更後**に説明します。

契約内容の変更により、旅行代金はどうなるか？ は、次のテーマです。

## 2. 旅行代金の額の変更

a. 契約内容が変更された場合 上の1. の場合です。

① 旅行業者は、前述の契約内容の変更により旅行の実施に要する**費用**の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において**旅行代金の額を変更**することがあります。

② **費用**には、契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して**取消料、違約料その他既に支払い**、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。

(例:台風が接近しているため、宿泊先を離島のAホテル[宿泊代金:10,000円]から、街中のBホテル[宿泊代金:15,000円]に変更した。この場合旅行者は宿泊代金の差額だけでなく、Aホテルの取消料も負担します。)

③ ただし、費用の増加が、運送・宿泊機関等が**当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず**、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の**諸設備の不足が発生**\*したことによる場合を除きます。

\*代表的な例はオーバーブッキングです。

オーバーブッキング (Over Booking : 過剰予約受付)

オーバーブックとは、予約は取れているのに座席や部屋がない状態をさします。

運送機関や宿泊機関は、キャンセルが一定数発生することを見越して、**実際の座席数や部屋数よりも多めに予約を受け付ける**ことがあります。しかし予測したほどのキャンセルが出なかった場合、予約数に対して座席や部屋が不足してしまう状況が発生します。これがオーバーブックの主な原因です。

これについて旅行業者には責任がありませんが、約款ではこれを理由にして旅行代金を増額できないとしています。

## b. 運送機関の運賃・料金が大幅に増減した場合

- ① 募集型企画旅行を実施するに当たり、利用する**運送機関**について適用を受ける**運賃・料金**が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、**通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合**においては、旅行業者は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

**運送機関**についての規定で、**宿泊機関の宿泊代金**にはこのような規定はありません。

また、旅行者は旅行開始前に増額された場合は契約を解除することができます。(テキスト④ No.5-1 参照)

- ② 旅行業者は、①により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の**前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前**に旅行者にその旨を通知します。増額の場合です。
- ③ 旅行業者は、適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。  
例えば、航空運賃が 1 万円安くなれば、旅行代金も 1 万円減額するということです。

## c. 参加人数が変更された場合

旅行業者は、運送・宿泊機関等の**利用人員**により**旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合**において、募集型企画旅行契約の成立後に**旅行業者の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更**になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 契約書面 1 名当たりの旅行代金

1 室 4 名利用時	16,000 円
1 室 3 名利用時	20,000 円
1 室 2 名利用時	24,000 円

左の場合、旅行者の都合で 4 名利用から 3 名利用に変更されたときは、1 名当たりの旅行代金は 4,000 円増額できます。

## 3. 参加者の変更（旅行者の交替）

- ① 旅行者は、旅行業者の**承諾**を得て、**契約上の地位を第三者に譲り渡す**ことができます。  
**旅行参加者を A さんから B さんに変更するとき、B さんが第三者になります。**
- ② 旅行者は、旅行業者の承諾を求めようとするときは、**業者所定の用紙に所定の事項を記入**の上、**所定の金額の手数料**とともに、旅行業者に提出しなければなりません。
- ③ 契約上の地位の譲渡は、旅行業者の**承諾**があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する**一切の権利及び義務を承継**するものとします。  
**B さんが旅行に参加できて、代金を支払うということ**です。

1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 旅行業者は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止その他の旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、契約内容を変更することができる。( )
  - (2) 旅行業者が契約内容を変更できる事由が発生し、変更しようとするときは、必ず理由や因果関係を事前に説明しなければならない。( )
  - (3) 旅行業者は契約内容の変更により、旅行費用が変更される場合には、旅行代金の額も変更することができる。( )
  - (4) 鉄道が事故により不通となり、ツアーで宿泊予定であったAホテルに到達できないことが判明した。そこで旅行業者が近くのBホテルに宿泊先を変更した。このとき、旅行業者はA、B間の料金の差額とAホテルの取消料などを含めて増加した額を旅行者に請求することができる。( )
  - (5) ツアーで宿泊予定であったCホテルは前日の大雨で一部の部屋が使えなかった。そのため旅行業者は一部のツアー客の宿泊先を隣のDホテルに変更した。このとき旅行業者は変更により増加した額を旅行者に請求することができる。( )
  - (6) 旅行業者は、募集型企画旅行の実施に際し、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増減される場合は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増減することができる。( )
  - (7) 旅行業者は、運送機関の運賃・料金が増額されて旅行代金を増加できる場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日より前の日に旅行者にその旨を通知しなければならない。( )
  - (8) 契約書面に1名あたりの旅行代金が、「1室4名利用：15,000円、3名利用：18,000円」と記載されていた場合、旅行者の都合で参加者を4名から3名に変更されたときは、旅行業者は旅行代金の額を1名あたり3,000円増額することができる。( )
  - (9) 旅行者は、旅行業者の承諾がなくても契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。( )
  - (10) 契約上の地位があったときは、地位を譲り受けた旅行者は募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継する。( )

## Check Test 解答・解説

## No.4

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：旅行者への説明は原則として事前に行いますが、**緊急でやむを得ないときは変更後に説明**することも認められています。
- (3) ○：その通りです。
- (4) ○：この場合旅行業者は旅行代金を変更できます。そのときは、**取消料など**を含めて旅行代金を増減できます。
- (5) ×：本問の例は、「**宿泊機関がサービスの提供を行っているにもかかわらず、宿泊機関の部屋その他の諸設備が不足した場合**」にあたります。このとき旅行業者は旅行代金を増額することはできません。
- (6) ○：その通りです。**運送機関**であることがポイントです。
- (7) ×：著しい経済情勢の変化等によって旅行代金を増額できる場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって**15日目**にあたる日より前の日に旅行者にその旨を通知しなければなりません。
- (8) ○：その通りです。契約書面に記載してあることと旅行業者に帰責事由がないことがポイントです。
- (9) ×：旅行者が契約上の地位を譲渡する（参加者を交替する）ときは、旅行業者の**承諾**が必要です。
- (10) ○：その通りです。この表現を覚えましょう。